



お知らせ

記者発表資料

平成31年2月8日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は不正な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました

1. 指名停止措置業者名及び住所

山陰総業有限会社 島根県松江市東出雲町揖屋2730番地5

2. 指名停止措置期間

平成31年2月8日 ～ 平成31年3月7日 (1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

山陰総業有限会社の取締役と従業員は共謀の上、法人税と地方法人税の確定申告において、架空の材料費を計上するなどの方法により平成28年1月期と平成29年1月期の所得約2億300万円を隠し脱税したとして、法人税法違反と地方法人税法違反の容疑で松江地方検察庁から平成30年11月8日に逮捕、平成30年11月28日に再逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱について」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1ヶ月以上9ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号): 平日・昼間

082-511-6064 (直通): 平日・昼間



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

総務部 契約課長

かわい たかし
河合 高志

(内線 2 5 1 1)

◎総務部 契約課長補佐

さとう ひろかず
佐藤 博和

(内線 2 5 1 4)

港湾空港部

0 8 2 - 5 1 1 - 3 9 0 0 (代表番号) : 平日・昼間

契約管理官

たくわ ゆうじ
宅和 祐治

(内線 1 3 0)

◎総務部経理調達課長補佐

いけじり やすひと
池尻 泰人

(内線 1 3 2)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

いわした やすひさ
岩下 恭久

(内線 2 1 1 7)

企画部 環境調整官

いのうえ かずひさ
井上 和久

(内線 3 1 1 4)